

教育民生常任委員会 摘 録

1. 開 催 日 令和5年11月27日(月) 第2委員会室
2. 出席委員 五島誠委員長 前田智永副委員長 赤木忠徳 横路政之 宇江田豊彦 藤木百合子
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 橋本和憲議会事務局主任主事
5. 説明員 岡本貢生活福祉部長 下森一克地域交通課長
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 JR芸備線の再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答について
 - 2 所管事務調査について
 - 3 その他

午後3時0分 開 議

○五島誠委員長 ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は6名であります。よって、直ちに会議を開きます。本日の会議において、傍聴を許可しています。

1 JR芸備線の再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答について

- 五島誠委員長 本日の協議事項ですが、所管事務調査事項の生活交通について、生活福祉部地域交通課から、JR芸備線の再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答について説明を受けます。部長。
- 岡本貢生活福祉部長 本日は、JR芸備線の再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答について、本日が回答期限となっていました。資料に基づき、これまでの経過等も含め、本日、国に回答した内容等を説明します。担当課長が説明いたします。
- 五島誠委員長 課長。
- 下森一克地域交通課長 御手元の資料に基づき、回答内容を御説明します。まず、本日の御説明の趣旨です。西日本旅客鉄道株式会社は、令和5年10月3日に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、国にJR芸備線の備中神代駅から備後庄原駅までを対象とする再構築協議会の組織に関する要請を行ったところです。この要請に伴い、国土交通省中国運輸局が、要請区間の2県2市に通知した再構築協議会の組織に関する意見聴取への本市の回答について御報告します。2. 経過に、JR芸備線を取り巻く2県2市、JR西日本、国などの動向を時系列で取りまとめているので、その概略を御説明いたします。まず、令和3年6月8日、JR西日本が2県2市に、芸備線沿線の地域公共交通計画に関する申入れとして、地域公共交通計画の策定見直しに向けて、地域の現状やニーズなどの把握のほか、JR芸備線の利用促進を検討する場の設定を求めました。これを受け、8月5日に、2県2市及びJR西日本で、JR芸備線の沿線地域の現状などを把握し、利用促進について協議、検討をする、芸備線庄原市・新見市エリアの利用促進等に関する検討会議を開催し、これまで、計6回の会議を開催しています。令和4年4月11日、JR西日本が、輸送密度2,000人未満の17路線30

区間の収支率等を開示しました。なお、芸備線については、下深川から広島区間を除く備中神代から下深川までの5区間で収支率が開示されています。年が変わり、令和5年2月1日に、広島県、岡山県の両県の主催により、JR芸備線の状況等に関するヒアリングが開催され、JR芸備線の利用状況や経営状況、JR西日本管内の経営状況等についてのヒアリングを実施されました。4月21日には、再構築協議会の創設などが盛り込まれた、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が可決、成立し、10月1日に法律が施行されたところです。10月3日、法の施行に伴い、JR西日本は、国土交通省に対し、JR芸備線の備中神代駅から備後庄原駅を対象とする、再構築協議会の組織に関する要請を提出し、10月13日、中国運輸局は、この要請を受け、地域交通法に基づき、要請区間の自治体に対し、再構築協議会の組織に関する意見聴取の実施を通知したところですが、11月2日、通知を受けた2県2市は、制度内容の確認や2県2市における意向確認に時間を要しており、意見聴取の回答文書の作成が未了であることから、中国運輸局に対し、回答期限の変更を依頼し、11月6日付で、変更後の回答期限を11月27日とする通知が発出されたところです。以上が、これまでの経過となります。続いて、3. 概要では、JR西日本による再構築協議会の要請、中国運輸局による意見聴取の概要を取りまとめています。まず、このたびの地域交通法の改正により創設された、再構築協議会の概要について、運用などを示した基本方針などに基づき、御説明します。丸の1つ目です。一部のローカル鉄道においては、人口減少や少子化、自家用車などの普及等を背景に、輸送人員が大幅に減少し、大量輸送機関としての鉄道の特性が十分に発揮できていない状況にあり早急な改善が求められる場合など、国の関与が特に必要と認められる場合には、地方公共団体または鉄道事業者の要請に基づき、国において再構築協議会を組織することとしています。次に、再構築協議会の組織の対象となる区間は、①2以上の都道府県にわたる鉄道網等を形成する全部または一部の区間、②といたしまして、輸送密度、これは、1キロ当たりの1日の平均乗車数を示すものですが、こちらが4,000人未満の区間であるか否かを目安として、当面、輸送密度1,000人未満の区間を中心に、早急な改善を求められる区間を優先することとしています。ページを進んでもらって、再構築協議会は、廃止や存続ありきという前提を置かず、具体的なファクトとデータに基づき、鉄道輸送の維持・高度化またはバスへの転換、いずれかの再構築方針を作成するものです。再構築方針の作成に向け、交通手段再構築の方策案の有効性を検証するための実証事業を行うことができることとなっています。なお、協議開始から3年以内を1つの目安として再構築方針を作成するべきであるが、期限内に結論が出ない場合でも、真摯な協議が行われている場合は、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努めることとし、合意のない再構築方針は作成しないこととしています。続いて、(2)では、JR西日本の、再構築協議会の組織に関する要請の内容について御説明いたします。まず、①根拠です。根拠は、地域交通法第29条の3第1項に基づく要請で、②路線は、JR芸備線、④区間は、先ほどまじたとおり、備中神代駅から備後庄原駅です。⑤要請理由です。1点目、芸備線は、人口減少や少子高齢化に加え、道路整備や道路を中心としたまちづくりの進展等、環境の大きな変化とともに、利用者は大きく減少している、2点目、特に、備中神代駅から備後庄原駅間は、将来の地域のまちづくり計画と移動ニーズに適した持続可能な交通体系の実現に向けて、議論することが必要であるため、とされています。続いて、(3)では、このたびの、中国運輸局からの、再構築協議会の組織に関する意見聴取の内容について御説明します。①根拠は、地域交通法第29条の3第4項に基づき実施される意見聴取で、対象自治体は、JR西日本から要請のあった区間の自治体、2県2市です。③意見聴取の内容

です。1点目です。地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標や法の基本的事項を定めた、基本方針二に掲げる協議会、いわゆる法定協議会ですが、それが、その他協議会で協議を行うか、あるいは、再構築協議会での協議に参加するかの別について問うものです。2点目、活性化協議会等で協議する場合はその理由。3点目、構成員を定めた、地域交通法第29条の3第5項の第4号または第6号の構成員として適切と考えるものがある場合、その者の名称及び適切と考える理由。最後に、4点目、その他再構築協議会の組織等に関する意見です。④回答期限です。変更後の回答期限は11月27日、本日です。続いて、4. 中国運輸局からの意見聴取について、本日、本市が回答した内容を御説明します。まず、(1) 活性化協議会等で協議を行うか、または再構築協議会に参加するかの別について、本市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき要請があれば、再構築協議会での協議に参加すると回答をしたところです。なお、枠囲みの、参考にもありますとおり、地域交通法第29条の3第7項で、再構築協議会での協議を行うとの通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、協議に応じなければならないと規定をされています。次に、(2) 活性化協議会等で協議する場合の理由ですが、こちらは、再構築協議会を選択したことから、該当はありません。次に、(3) 地域交通法第29条の3第5項第4号または第6号の構成員として適切と考える者がある場合、その者の名称及び当該者が適切と考える理由ですが、こちらは、なしと回答しています。(4) その他再構築協議会の組織等に関する意見は、1点目として、ローカル鉄道に関する議論は、路線の一部区間を対象として議論を行うのではなく、広域移動のほか、沿線地域のまちづくりや観光を含めた地域活性化など、さまざまな観点からネットワーク全体で議論が行われる枠組みとなることが望ましいと考える、と意見をしています。2点目です。JRの広域ネットワークは、内部補助により採算が確保できるよう制度設計された国鉄改革の経緯や、路線の適切な維持を求めた大臣指針を踏まえ、国の交通政策の根幹にかかわる問題であることから、まずは、国において、鉄道の広域ネットワークの方向性をはじめ、内部補助や鉄道の特性の考え方を示してもらいたい、と意見をしています。最後に、5. 今後の予定について御説明します。中国運輸局が、各自治体から回答があった意見を踏まえた再構築協議会の設置に関する事前説明を関係者に行い、再構築協議会の設置を決定し、協議事項を通知した後に、第1回再構築協議会が開催される予定となっています。本日、本市から中国運輸局に対して回答した、JR芸備線における再構築協議会の組織に関する意見聴取への回答内容の御報告は以上です。

- 五島誠委員長 ただいま説明を受けました。委員の皆さんから質疑があれば、これを許します。赤木委員。
- 赤木忠徳委員 再構築協議会に参加することを決めた以上、どなたが出席して、今後どのような形で運営されていくのかは決められていますか。
- 五島誠委員長 課長。
- 下森一克地域交通課長 再構築協議会の構成員の出席者ですが、こちらは、最終的には、地方運輸局、すなわち、中国運輸局が選任します。今のところ、具体的に誰がというのは、まだ決まっていません。
- 五島誠委員長 部長。
- 岡本貢生活福祉部長 運用方針が示されています。その中の、構成員の範囲で示されています。その中で、地方公共団体については、必ずしも首長が構成員である必要はなく、副市長等を構成員として差し支えないとありますが、最終的には、先ほど課長が言ったように、地方運輸局が選任をして示すこととなります。

- 五島誠委員長 他にありますか。赤木委員。
- 赤木忠徳委員 今、全ての対象自治体が参加をすると表明されたと受け取っていいですか。
- 五島誠委員長 答弁。課長。
- 下森一克地域交通課長 私どもの内部調整もあって、きょう時点のものは確認していません。ただ、これまでの報道発表等から、岡山県側は、法定協議会が望ましいとは思いますが、再構築協議会が設置され、求められればそちらに参加すると伺っています。
- 五島誠委員長 他にありますか。横路委員。
- 横路政之委員 3ページの最後で、事前説明を関係者に行い、再構築協議会の日にちを決めていくこととなっています。その上の、(4)の、庄原市が出した意見の中で、旧国鉄のかかわりとか、そういうものの考え方をきちんと示してほしいと。そして、その上の、ネットワーク全体、バスだと思のですが、要するに、その辺の説明が、今後、庄原市になると思います。その説明の中で、全く自分たちの要望に沿っていない、となったときに、とてもではないが再構築会議には出られません、という意思表示もできるのですか。
- 五島誠委員長 答弁。課長。
- 下森一克地域交通課長 まず、5. 今後の予定について、にある関係者への事前説明ですが、これについては、私どもが、2県2市が再構築協議会の初めてのケースとなるということで、この時点で、具体的にどのような事前説明がされるのかは、まだ伺っていない状況です。このたびは、本市の再構築協議会の組織に関する意見として、私どもから、2点、先ほど言ったとおり、ネットワーク全体での議論、それから、国において、鉄道ネットワークの方向性をはじめ、内部補助等の考え方を示してほしいということをしつかりと意見させていただきました。これについて、何らかの反応はあるとは思いますが、この事前説明の場かどうかはわかりません。また、再構築協議会も、参加を求められれば、先ほど、法の規定も御説明しましたが、再構築協議会を設置し、それから通知を受けたものについては、協議に応じなければならないというのがあるので、簡単に拒否できるものではないという認識です。そのことは、3ページの中程、枠囲みの、参考の7に書いてあります。
- 五島誠委員長 横路委員。
- 横路政之委員 ということは、要するに、関係市町で、1つの市が参加しないと表明した場合、この再構築会議は開かれないことになるのですか。
- 五島誠委員長 答弁。部長。
- 岡本貢生活福祉部長 全国でも初めての、第1号のケースですから、国も、法の運用方針等に照らし合わせながら調整するとのことですが、まずは、中国運輸局で、2県2市の意見を踏まえた調整が行われることになると思います。
- 五島誠委員長 横路委員。
- 横路政之委員 参加応諾義務の法律の規定ですが、実は、これに先立って、党のほうで国土交通省から同じような内容の説明をレクチャー受けて、意見交換をしたときに、規定とすればそうなっているけれども、決して、強制的に引っ張り出すようなことはしません、了解を得た段階でします、と言われました。これは、国土交通省から、こういう法律の文言を出して、参加しないと法律違反ですという説明があったのですか。
- 五島誠委員長 答弁。課長。

○下森一克地域交通課長 事前に、一定の、こうした法律等々の説明はありました。ただ、横路議員が言われるように、国としても、不参加の意向を示されたところには、参加について粘り強く要請をしていくということが運用にも書いてあるので、そうした、丁寧な説明と粘り強い要請の中で取り組みをされていくと認識しています。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 ここは、大事な部分だと思います。法律の規定で攻められると、自治体としては、従わざるを得ないではないですか。その辺を、仲介役の国土交通省と、よく、意見のすり合わせというか、確認をしておいてもらいたい。確かにそう言われたので、もし、そうではなかったとなると、あのときの国土交通省からの答弁はうそということになります。これは、党を通して、国土交通省に、うそをついたと、厳しく言っていかななくてはいけないと思います。その部分だけ確認をしてください。

○五島誠委員長 課長。

○下森一克地域交通課長 横路議員が言われることもあります。先ほどから言っているように、今回が全国でも初めてのケースということもあり、いろいろなところで確認作業をしていかなければならないので、横路議員が言われたことも、再度、確認をします。また、法律の中で、正当な理由がある場合を除き、とあります。入らないのであれば、自治体側から入らない理由を説明する必要があるという考えを伺っています。そうした中で、どうしても参加をしなければならないのか、確認をさせてもらいたいと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 資料をしっかりと集める必要があると思います。例えば、分割民営化のときに37.1兆円の債務があったのを、最終的に、JR自体は、0.2兆円しか負担していない。そのときは、国や国民、年金事業団が負担したりしています。いまだに、たばこ税が入っています。そのときの流れて、国鉄は走らせる義務を有するという契約書がどこかにあるはずですが。それを無視して今回の状況をつくってきたのは、問題があります。ですから、分割民営化のときの契約書をしっかりと見る必要があることと、もう1つは、全国一律ではないのです。新幹線は、下は国が整備しています。上は各JRが運営しています。上下分離方式なのです。なぜ、新幹線だけが上下分離方式で、ほかはなっていないのか。その辺の問題もあるので、地方として、もっと資料を集める必要があります。はっきりと、強い意識で主張しようとするれば、資料に基づいた意見を言っていけないと、要望で終わってしまう可能性がありますから、資料調査、もしくは、お金がかかっても、そういう専門家に調査依頼をすることか、その辺は必要ではないかと思いますが、どうなのですか。

○五島誠委員長 答弁。課長。

○下森一克地域交通課長 今から協議に入っていくわけですが、言われるように、今、そういったこともしっかりと調べているところです。今から、そういったところも、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。国鉄改革の経緯を言ってもらいましたが、国民に負担として転嫁されている残高についても、令和3年度末において、15.6兆円という多額の金額が国民の負担として残っている状況です。そういった状況、データもしっかりと調査をしながら、協議に臨んでいきたいと考えています。

○五島誠委員長 他にありますか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 ここで報告がなされた(4)です。これを、今から、再構築協議会の中で明らかにしてもらおうことが大切になってきます。これが明らかになる中で、本市として議論のつくり方、方向

性が定まってくると思いますので、誰が参加するのか、市長がするのか副市長がするのかはわかりませんが、最初の段階で、そのことを明らかにする取り組みをしっかりとしてもらわなければならないと思います。枠組みの問題、ネットワークを維持する国としての基本的な考え方については、まだ、全く明らかにされていません。参加する限りは、それをきちんとしてもらいたいと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。答弁。部長。

○岡本貢生活福祉部長 言われる点は、本当に重要な視点だと考えています。これまで、鉄道事業者と自治体との相対の協議で廃線等が行われた経緯もありますが、このたび、市長会等でも求めて、国の関与を引き出して、法律改正に至っています。その中で、先ほど言われた、ネットワークや国鉄改革の経緯については、2者で整理できるものではなく、国がしっかりと考え方を示す必要があると考えています。その点については、この文章の中でも求めています。今後の協議の中でも、しっかりと求めてまいりたいと考えています。

○五島誠委員長 他にありますか。赤木委員。

○赤木忠徳委員 1ページの下、再構築協議会について、3項の、再構築協議会は、というところで、最終的に、鉄道輸送の維持・高度化またはバス等への転換と、簡単に「バス等へ」という言葉が出てくるのですが、現在のバスの維持をバス会社に聞くと、維持することもできない。運転手の不足等もあり、特に、三江線の関係でも、廃止代替バスに変えたけれども、もう運行できないという状況も実際にあるので、ここに「バス等への転換」と簡単に書いているのは、私は納得がいきません。バスには転換できないという意識をしっかりと持ちながら考えていかないと、私は無理だと思います。その辺は、どう思っていますか。

○五島誠委員長 課長。

○下森一克地域交通課長 まず、再構築協議会で何を議論するかの1つのゴールとなるのが、再構築方針の作成になります。そこに書いてあるように、鉄道輸送の維持・高度化またはバス等への転換、どちらかについての再構築方針をつくっていくことが1つのゴールにはなりますが、議員が言われるように、全国的な課題となっている、バス、タクシーの運転手の不足の状況から、一体何が、本市において持続可能な交通体系が維持できるのか、どういった交通モードが最適なのか、今の状況、先ほど言われた運転手不足の状況を踏まえた議論は、しっかりとしていく必要があると考えています。

○五島誠委員長 赤木委員。

○赤木忠徳委員 もう1つ、市民と語る会の中でまず言われたのは、利用できないJRは要らないと。利用できないダイヤにしまっている。これは、廃止するための方策だと思いますが、結局、何かといえば、三次から津山、もしくは、庄原から新見、直通の電車が全くない。しかも、広島に行くのも、相当時間がかかる。これは、住民が使わないのではなく、使えるダイヤにしていけない、使えない電車にしてしまったJRに責任があります。住民が乗らないからと言っているけれども、乗れないようなダイヤにしてしまったのはJRなのです。そこは、しっかりと考えないと。便利なら乗ります。その辺の感覚、感性があるかないかです。津山に一発で行けるのなら、津山から姫新線に乗って、姫路から大阪にすぐ行けます。こんな便利な線はないです。全く使えない形にしまった。これは、市民の語る会で、市民の皆さんが共通して言っておられました。それは、はっきりと意識しておいてください。

○五島誠委員長 課長。

○下森一克地域交通課長 赤木議員が言われるとおりの状況だと思います。昭和 62 年に J R が発足して以来、だんだんとダイヤの便数も減っていき、加えて、広島方面に向けては、三次で乗り換えて、備後落合でまた乗り換えるということもあって、利用者の方にとって非常に不便な状況にあり、しかも、1 時間に 1 本も走らない状況なので、そういった状況については、これまでも、鉄道というのは広域移動ができるものなので、直通で運行してくださいというお願いもしてきています。こういったものについては、引き続き、利用者の方の利便性が高まるような、直通、あるいは、ダイヤ編成を求めてまいりたいと考えています。

○五島誠委員長 赤木委員。

○赤木忠徳委員 一番大切なのは、住民が使えるダイヤにしないといけないということです。今の状態は、使いたくても使えないダイヤなのです。だから、住民が乗っていないのではないのです。乗れないようにしてしまっている J R の責任は大きいです。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 3 ページの、4 の (2) で、該当なしと回答されています。ここは、こういうことを協議してもらいたいという、具体例を出す項目だったのですか。

○五島誠委員長 部長。

○岡本貢生活福祉部長 (2) の回答欄は、(1) において活性化協議会等を選択した場合に、その理由を書く欄になっています。本市は、活性化協議会等での議論の道は選ばず、再構築協議会に参加することを表明したので、(2) は、回答不要という意味で該当なしとしています。

○五島誠委員長 他にありますか。よろしいですか。それでは、この程度で質疑を閉じます。執行者の退席を求めます。暫時休憩といたします。

午後 3 時 37 分 休 憩

午後 3 時 38 分 再 開

○五島誠委員長 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。先ほど、生活交通の、J R の再構築協議会について説明を受けました。執行者には退席してもらいましたが、それを受けて、もしこの委員会で共有したい感想等がありましたら、委員の方からの発言を許可いたします。よろしいですか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 議会の議論の行方によっては、地域の生活交通の全体像が変わってきます。それを含め、今からどのように進んでいくのか、全く読めません。それをどうしていくのか。今ある計画について、今後、本当に、局地的な、地域の生活交通だけの推進にするのかどうかを考えていかなければならないと思います。その辺を、本市としてどのように考えるのか。先ほど委員長が言われましたが、この委員会とすれば、その辺を総合的にどう考えていくのか、執行者をただしていかなければならないと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。藤木委員。

○藤木百合子委員 3 年以内を 1 つの目安とするとのことですが、協議は打ち切ることなく、合意形成を求めるといふことだから、何年かけてでもしていくということなのですか。

○五島誠委員長　　そうしたことも懸念材料の1つとして、本委員会でも、引き続いて、しっかりと追っ
ていかなければいけないと思います。横路委員。

○横路政之委員　　とにかく、ちょっとしたことでも、短時間で終わることでも、情報を流してもらいた
い。そうしないと、わからなくなる。

○五島誠委員長　　言われるように、今、ボールを投げ返したところで、今度は、また国土交通省からボ
ールが返ってくるだろうし、それ以前に、当然、ほかの2県1市の対応状況、あるいは、JRの考え
方もつかんでいく必要があるかと思います。本委員会では、こういったものも含めて、細かく、注意
深く見ていきたいと思います。また、委員の皆さんからも、さまざまなルートを通して情報提供があ
るかもしれません。そうしたのも、ぜひこの委員会の中で共有してもらって、1つでも明らかにし
ていきたいと思います。それでは、生活交通についての協議を閉じます。

2 所管事務調査について

○五島誠委員長　　続いて、所管事務調査について、何回も同じような話を繰り返すようになってきては
いますが、それだけ本委員会が抱えている件数も多いので、そうしたものを踏まえて、今後どうして
いくのか。12月から本会議が始まります。そうした中で、先ほどの地域交通課もそうですが、それぞ
れの各担当課は、その対応の関係もあって、我々が今行っている所管事務調査についてのレクチャー
を受けるのがなかなか難しい部分も正直出てきています。具体的には、先般の永末小学校校区の教育環
境をどうしていくのか、執行者とのやりとりを再度行っていきたいのですが、一般質問等が終わった
タイミングでないと対応が困難との回答がありました。強引にでも、そんなことは関係ないから来な
さいと、レクチャーをしてくれというのは、できないわけではないのですが、それをしたとて、どう
なのかという部分も正直あります。また、一方で、これは、私の思いつきの部分もありますが、議
会改革を進めていく中で、今の議長は、委員会で代表質問のようなものをしてもいいのではないかと
いう考えをお持ちです。早ければ、来年度から、そうしたものを行ったらどうかと考えます。例えば、
委員会に来てレクチャーをするのがなかなか難しい、なぜなら、一般質問や他の本会議で提出する議
案の対応があるから、ということであれば、一石二鳥という格好では、くつつけるわけではないです
が、例えば、委員会の代表、どなたかが一般質問をして、それを共有することも考え方としては1つ
あるかと思います。そうしたことも含めて、皆さんの御意見をください。どうしますか。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員　　委員会の代表質問制度そのものが確立してないので、下手をすれば、執行者から、
委員会で今まで議論してきた中身と大きく乖離した答弁をもらおうと、担当部署でそれ以上の組み
ができなくなるという問題が起こります。だから、これは、気をつけて行わなければならないと思
います。例えば、永末小学校の施設整備に係る具体的な課題について質問をして、それは、今のもの
で充足しています、文科省の基準にも反映した形になっています、今後の児童数の動向を見ても間違
いなので、このような形で対応させていただきます、という答弁を引き出した場合、それで終わって
しまいます。だから、極端な話をすれば、所管事務調査を続けていく意味がなくなってしまう可能性
があります。だから、その辺をどうするのか。所管事務調査で議論して、一定の方向性を出したもの
については、委員会として、執行者と議論をして、決着をつけることが必要なのではないかという
のが1つ。それから、もう1つは、今、予算編成期です。各部課係の中で予算づくりがされています。新

年度も、予算を組むのに7億3,000万円のお金が足りないことを明らかにされて、非常に厳しい財政状況だというのはわかりますが、その中で、永末小学校の部分を喫緊の課題として捉えているわけですから、これは、委員会として、今のうちに議論をしていかなければならないと思います。執行者を呼んで、ただすことが必要なのではないかと思います。

○五島誠委員長 横路委員。

○横路政之委員 宇江田委員が言われるように、代表でいえば委員長になるから、やりとりの中で執行者が結論を出したら終わり、あとは、委員会で幾ら言ってもつまらない。従来どおりのほうが成熟した議論になってくるのではないかと思います。

○五島誠委員長 そうした中で、結局は、タイミングなのです。呼んで、来るかどうかという話もあるし、結局はそこなのです。だから、要は、執行者が、なかなか厳しいと、もう少し遅らせてくださいと言っているわけです。そうした中で、そんなことはいいから来なさいと言うのか、少し待つても、呼んで話をするのが選択肢としては残るわけです。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 執行者と我々の、今の時点での捉え方は少し違います。だから、執行者は、今まで、今の状況で充足しているという答弁をしてきました。我々は、充足していないと言っていますから、その辺の乖離がある。だから、当然、執行者とすれば、会いたくない。会いたくないけれども、それは、こちら側の求めで、同じ答弁をされてもいいのです。執行者が、必要ないと思うと答えられるなら、答えられてもいいと思います。だけれども、委員会として、議会として、新年度に向けて、そういう議論に努めていく必要があると思います。それによって、我々が新年度予算の判断をすることにつながっていくわけですから、そういう議論をするべきだと思います。

○五島誠委員長 前田副委員長。

○前田智永副委員長 12月議会中に、何らかのすり合わせといたしますか、お互いの考えをしっかりと伝える機会は持つべきだと思います。永末小学校区の保護者、子供たちの声は、私たち議員も、個人でも、もう何年も聞いていますし、今回、市民と語る会に加えて、井戸端スタイルでも要望があったというのは、個人的にも、保護者の方から、委員会を傍聴しに来たいとか、どういった要望を出せばいいのかとか、そういった声も伺っているので、何らかの話し合いが必要だと思います。委員会で、一度、担当課と話し合いをする場を設けるべきだと思います。

○五島誠委員長 もちろん、設けます。ただ、今、設けるタイミングについて諮らせてもらっていて、前回も、今度の委員会のタイミングで呼ぶように話をしたと思います。向こうは、このタイミングで呼ぶのは厳しいのではないかと言っています。もし、向こうの言うとおりで待つのであれば、一般質問が終わったその日に行く。これが、こちらがぎりぎり譲歩できる最大限かだと思います。そこまで待つか、来てくださいと、従来の方針どおり、次回、12月7日の委員会のときに呼ぶか、それだけです。どちらもできると思いますが、戦略的に考えた場合に、我々が、どちらがいいかを選択する必要があります。そうした中で、皆さんの御意見をください。宇江田委員。

○宇江田豊彦委員 教育委員会の日程的な問題も考慮せざるを得ないと思いますが、できるだけ早い時期がいいと思います。恐らく、12月の段階で予算の骨格ができていると思います。1月になって、さらに調整をして、ヒアリングをしていくと思いますので、12月中に開催ができればいいと思います。ただ、我々も、そこで、より具体的な話をしなくては意味がないのではないかと思います。

○五島誠委員長 他にありますか。無理をして、強引に、次回、12月7日に呼ぶのではなく、そこは、

対応をしながら、できるだけ早いタイミングで来てもらうように執行者と調整します。また、日程については、いずれにしても、本会議中に行きたいと思いますので、日程を調整します。もしくは、一般質問を行ったその日です。それは、執行者と少し話をします。なので、強引にはしません。永末の件は、この程度でとどめようかなと。赤木委員。

- 赤木忠徳委員 永末小学校の問題もそうですが、庄原市の不登校の問題も一緒に話をしておきたい。
- 五島誠委員長 不登校は、担当課が別なので、この後でまた議論をさせてください。この件については、そのように対応します。1点は、教育条件整備と子育て支援の両方が関係してきます。教育条件整備や子育て支援のそれ以外の部分については、また、状況を随時伺っていこうと思います。あわせて、永末の件を話すと言いつつも、適正規模・適正配置基本計画のこれまでの推移なども大きくかわってきます。それについては、日程を組んだ委員会の中で、あわせて求めます。それでは、続いて、不登校の件についてです。広島県教育委員会に視察に行く件もあるのですが、これについては、もうしばらく回答を待ってほしいとのことだったので、これは、返答が来次第、委員の皆さんにまたお伝えします。いずれにしても、1月の第2週に、広島県教育委員会に視察に行きます。その前段として、庄原市の状況をどうしていくのか。これについても、12月中には、一定程度つかみたいと思っていますので、12月7日の委員会の設定日に行えるのか、はたまた、それについて、もう少し議論を待ってほしいということなのか、そうしたことを、事務局と調整をさせてもらって、レクチャーを受ける日をつくりたいと思います。いずれにしても、12月7日の委員会はあけておいてください。付託事項がなくてもさせてください。それ以外に、何日か日程が追加されるということで御理解ください。あとは、先ほどの生活交通についてですが、こちらについては、随時協議をさせてもらいながら、先ほどのJRのこともありますので、そこに合わせて、それ以外というか、全体、あるいは、地域版の地域公共交通計画の進捗についてもつかんでまいりたいと思います。医療体制の維持については、前回話をしたように、また何かあったら、随時情報をもろうというところまでとどめていますので、主に、12月議会中に議論できることといえば、先ほどの永末の件と不登校の件の2点になると思います。それについて、委員の皆さんから、こうしたほうがいいのか、こうした、こういうものをつかみたい、といったことがあったら、また御意見をください。赤木委員。

○赤木忠徳委員 1月23日の行政視察は決定ですか。

○五島誠委員長 決定です。

3 その他

- 五島誠委員長 その他、委員の皆さんから何かありますか。よろしいですか。次回は、12月7日に御参集をお願いいたします。以上をもちまして、教育民生常任委員会を閉じます。

午後3時58分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

教育民生常任委員会

委員長